

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべての役員(取締役、監査役)および従業員(社員、嘱託、派遣社員、契約社員、パートタイム従業員その他当社の業務に従事するすべてのもの)が、職務を執行するに当たっての基本方針として、以下を定める。

(1)当社グループ(当社および当社の関係会社)は、中食業界のリーディングカンパニーとして、「ニーズの追求と変革の推進」の経営理念の下、社会の要請に的確かつ迅速に対応し、社会に信頼される商品の提供を通して、企業価値を継続的に向上し続ける企業を目指す。

(2)食材のトレーサビリティの確立、衛生管理、品質管理の徹底を最重要経営課題として、おいしく、安全で安心な食品の提供に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大友 啓行	1,870,800	11.25
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	1,195,400	7.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	959,100	5.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	912,100	5.48
株式会社みずほコーポレート銀行	480,000	2.88
株式会社三菱東京 UFJ銀行	480,000	2.88
わらべや日洋共栄会	390,460	2.34
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	322,100	1.93
大友 恭子	283,200	1.70
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口9)	273,800	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携をとっております。内部統制室は、当社内部監査規程、内部監査実施要領に基づき、監査役監査と役割調整を図りながら、各業務担当部門および子会社に対して内部監査を定期的実施し、監査結果、改善事項等を報告する体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
谷村 正人	弁護士								○	
神谷 和彦	公認会計士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

谷村 正人	○	——	谷村正人氏は弁護士で、法務的な観点から監査体制の強化を図るため、独立性を有する当社の社外監査役として適任であり、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
神谷 和彦	○	——	神谷和彦氏は公認会計士で、会計的な観点から監査体制の強化を図るため、独立性を有する当社の社外監査役として適任であり、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層企業価値を向上させていくために、平成20年2月期より固定報酬とは別に、連結当期純利益を基準とした業績連動型報酬制度(報酬枠90百万円を限度とする)を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	---

当社の前事業年度に係る取締役の報酬総額は291百万円です。(平成23年2月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬は固定報酬および業績連動型報酬で構成され、報酬限度額については株主総会で決議されています。固定報酬である月額報酬は役位などに基づいて決定しています。業績連動型報酬については、連結当期純利益を基準とした報酬限度額の範囲内において、各取締役の成果などを加味して、取締役会で決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会、監査役会およびその他重要な会議の案内、資料の配布については期日厳守にて実施するとともに、必要に応じ緊密な連絡・連携体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

月1回の定例取締役会や適宜開催する臨時取締役会にて、当社の経営方針や経営上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督等を行っております。また、取締役会の下に、全常勤取締役が出席する「常務会」(原則週1回開催)を設置し、取締役会の議論、審議を充実させるための審議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題を審議しております。

監査役会は定期的に開催し、監査役相互間の情報共有を図るとともに、内部統制機能の向上に努めております。会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。平成23年2月期の会計監査業務は公認会計士2名、会計監査業に係る補助者として公認会計士5名、会計士補1名、その他11名で実施しております。

現在、当社監査役の職務を補助すべき使用人は設置していませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くことを、当社の「内部統制システムの基本方針」に規定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置会社としてコンプライアンス体制の確立等、経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。社外監査役2名を含め、監査役4名体制による客観的、中立的監視のもと、経営の監視機能の面では、十分機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	——

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	より理解しやすい説明、資料作成を心がけております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算時に定期的を実施し、独自資料等により極力定量的な分析、説明を心がけております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信をはじめとする、開示資料の掲載を積極的に実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略部担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	年度ごとにIR方針を作成し、この方針に沿って活動しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【1】業務運営の基本方針

当社は、すべての役員（取締役、監査役）および従業員（社員、嘱託、派遣社員、契約社員、パートタイム従業員その他当社の業務に従事するすべてのもの）が、職務を執行するにあたっての基本方針として、以下を定める。

(1) 当社グループ（当社および当社の関係会社）は、中食業界のリーディングカンパニーとして、「ニーズの追求と変革の推進」の経営理念の下、社会の要請に的確かつ迅速に対応し、社会に信頼される商品の提供を通して、企業価値を継続的に向上し続ける企業を目指す。

(2) 食材のトレーサビリティの確立、衛生管理、品質管理の徹底を最重要経営課題として、おいしく、安全で安心な食品の提供に努める。

【2】取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範としてわらべや日洋株式会社企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを定めるとともに、取締役を対象とした取締役規程を定め、これらの遵守を図る。

(2) 当社は、取締役会規程に基づき、月1回取締役会を開催することを原則とし、さらに適宜開催する臨時取締役会により、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反を未然に防止する。

(3) 当社は、監査役会設置会社であり、複数の社外監査役を含む監査役会の定める監査方針に従い、各監査役は取締役の職務執行を監査し、経営機能に関する監督強化を行う。

(4) 取締役が、取締役の法令定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を行う。

(5) 当社は、反社会的勢力とは一切関係をもたず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然として対応する。

【3】使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、わらべや日洋株式会社企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを定める。

(2) 社長の直轄下に、管理本部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、定期的に役員、従業員に対して、コンプライアンスに対する研修・啓蒙を行う。

(3) 取締役は、従業員の重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく常務会において報告する。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内報告体制として、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行う。

(5) 監査役は、法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題あると認める場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 当社は、反社会的勢力とは一切関係をもたず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然として対応する。

【4】損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。

(2) 管理本部担当役員は、全社のリスクに関する事項の統括責任者であり、総務部は、統括責任者を補佐する。

(3) リスク統括責任者は、経営危機対応規程に基づき、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(4) 内部統制室は、総務部と連携し、各部の日常的なリスク管理の状況の監査を実施する。

(5) 管理本部担当役員を統括委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会は定期的上記の体制の整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社体制の適切性に関するレビューを行う。

(6) 上記内部監査およびレビューの結果は、リスク管理に関する事項として定期的に取締役会、監査役会に報告される。

【5】取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 月1回の定例取締役会および適宜開催する臨時取締役会にて、当社の経営方針および経営上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督等を行う。

(2) 取締役会の下に、全常勤取締役が出席する「常務会」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための審議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について審議を行う。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

【6】取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

(1) 管理本部担当役員は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する。

(2) 管理本部担当役員は、法令および管理本部担当役員が作成する文書管理に関する社内規程（文書保存規程および文書保存に関する基準）に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。

(3) 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

【7】当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを基準として、グループ企業すべてに適用する。

(2) 当社は、当社グループ企業各社にコンプライアンス推進担当者を設置し、当社コンプライアンス委員会と緊密に連携をとりながら、法令遵守を推進する体制とする。

(3) 当社役員が当社グループ企業の非常勤役員を兼務することにより、各社の取締役会を通して、経営に関与し、経営管理を強化する。また、関係会社管理規程に則り、当社グループ企業の重要案件は、当社常務会、取締役会で審議する体制とする。

(4) さらに、当社経営戦略部が、当社グループ企業の統括機能を有し、効率的なグループ経営を推進する。

(5) 監査役または監査役会は、会計監査人および当社内部統制室と連携し、グループの連結経営に対応した、グループ全体の監視・監査を行う。

【8】財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な管理体制を構築し、継続的にその整備・運用を行う。

【9】監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務の補助をすべき使用人は設置していないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その監査役スタッフの人事および変更については、監査役の同意を要するものとする。

【10】取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会、常務会等に出席し、重要な報告を受ける。

(2) 取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。

(3) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

(4) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令定款違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

【11】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、必要に応じて各取締役および重要な従業員からの個別のヒアリングを行う機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。

(2) 会計監査人または取締役もしくはその他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力に対し、「毅然とした態度で臨むこと」を基本姿勢としています。

すべての従業員の行動基準を定めたコンプライアンスマニュアルに「反社会的勢力との対決」を掲げ、その基本姿勢を明確にするとともに、平素より警察等当局との連携・協力を積極的に行い、事案発生時には速やかに対応できるよう努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

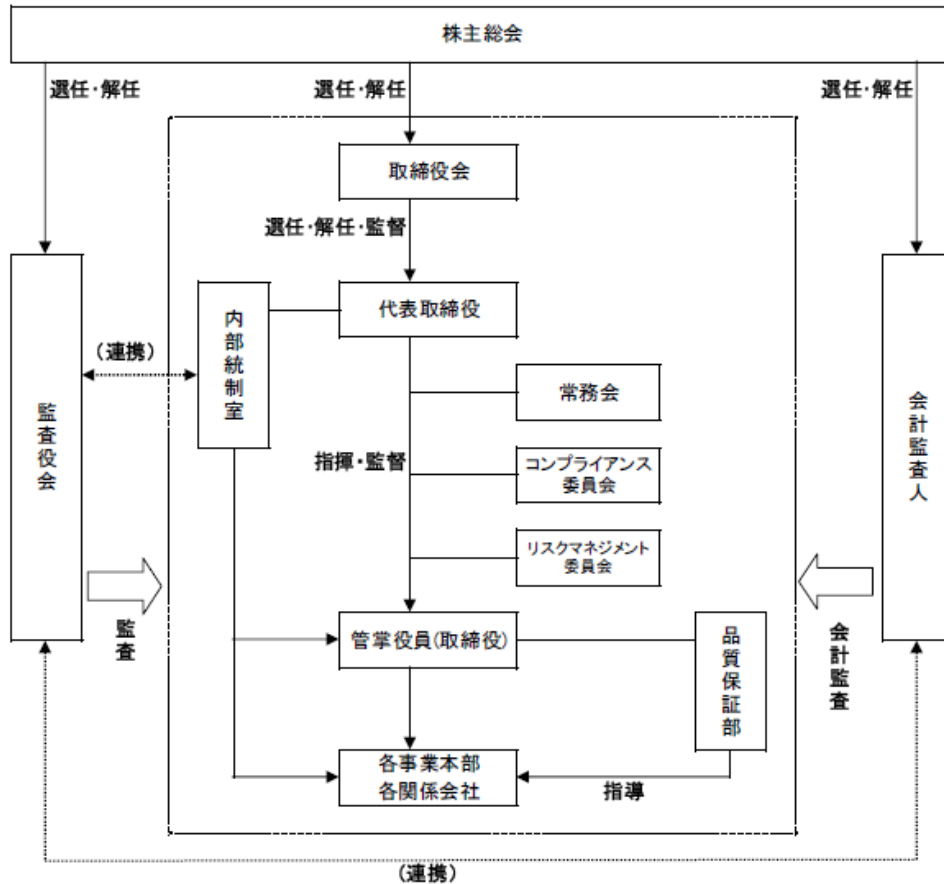
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社「コンプライアンスマニュアル」に含まれている行動規範を整備分離して当社の「企業行動規範」を制定し、すべての役員および従業員に周知徹底するとともに、定期的な啓蒙活動を行う。
2. リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図る。
3. 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、継続的にリスクを監視する体制を構築する。
4. 当社グループ企業各社との連携を密にし、グループ各社のコンプライアンスおよびリスクマネジメントを推進する。

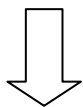
【模式図：参考資料】



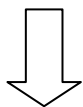
【適時開示体制の概要】

当社におきましては、「業務等に関する重要事実」等の情報管理のため「内部者取引管理規程」を制定すると同時に、適時開示の責任者として管理本部長を情報取扱責任者に選任し、以下のとおり管理を行なっております。

- ① 重要事実の発生又は決定の可能性検討(常務会等で各業務担当取締役から情報取扱責任者への事前連絡・協議)



- ② 重要事実の発生又は決定（取締役会等での決議）⇒「業務等に関する重要事実」への適合の有無を最終確認（各業務担当取締役と情報取扱責任者での最終確認）



社長、情報取扱責任者及び常勤監査役により開示内容の妥当性を判断

- ③ 情報取扱責任者は、関係各部門へ漏洩防止の指示を行うとともに適切な時期に情報を公開

また、株主が会社の経営状態をよりの確に把握するために、適時適切にホームページに情報を掲載し、株主・投資者等が公平かつ容易に情報にアクセスすることが可能な体制の整備に努めております。